

## 隠居利常、小松で改作法断行

金沢工業大学客員教授 木越隆三

### はじめに

- \* 『新修 小松市史』(通史編) 刊行! ~これからも、検証はつづく~
  - \* 寛永16年、加賀前田家3代利常が隠居! 万治元年までの20年間、小松城を隠居城とし、小松・能美地方の経営にあたる。その結果、城下町を中心に発展(都市的発展の基盤で現代へ)。
  - \* 利常隠居以前の小松城・小松町については、謎多い(今後の大きな研究課題)。
    - ・ 元和元年の「一国一城令」(徳川の城割令)は、小松城に適用されたのか?
    - ・ 丹羽家が立ち去り、慶長6年から小松城に配された前田長種(寛永8没)の役割は?
    - ・ 慶長6年から同10年7月迄、利長継嗣犬千代(のちの利光=利常)が小松在城。
    - ・ 利常は慶長10年7月27日小松城より金沢城に移っていた。それから35年。利常は隠居し、金沢から小松城に戻った。その後、約20年、小松で前田領102万石を采配。
  - \* 利常は隠居して、なお三ヶ国10郡の治世に目配りした。「隠居」なのに「なぜ」?
    - 「隠居」という立場で、本藩と隠居領の藩政を総合的に監督し、家中統合と領国安泰に尽力。
    - 隠居大名が藩政確立、とくに重臣層の懐柔、領民の掌握に果たした役割は絶大(江戸幕府も初代家康。二代秀忠が大御所政治という隠居政治を行った結果、盤石の3代家光政権出来る)
  - ・ 隠居領24万石だけでなく(1)4代光高領:本藩80万石・(2)二男利次領:富山藩11万石・(3)三男利治領:大聖寺藩7万石の動向も注視、相談にのり指南に及ぶ。とくに本藩80万石の人事・財政面の介入は顕著。藩主光高の上に君臨するかの如き影響力を行使。
  - \* 正保2年4月(隠居して6年目)初夏、光高、江戸藩邸での宴席で急死(31歳)。3歳の犬千代(綱利→綱紀)が家督相続。祖父利常が後見・指南せよとの幕命を受ける。
  - \* 万治元年までの14年、隠居領・本藩80万石(10郡)、両方で藩政確立の改革に邁進!
    - ・ 正保2~慶安4に御改作を構想→慶安4年、3代将軍家光死去、4代家綱の補佐を託される。
  - \* 慶安4年秋:「改作法」断行を決意→以後万治3年10月死去まで、改革に明け暮れる。
- ◎利常隠居領(能美郡170ヵ村)で実施した「改作法」(御開作)の特徴と独自性を検討する!

### 1:村御印の「史料学」

- 「御開作」:利常は、困窮村を探し出し個別に「御開作」を仰せ付ける→のちの人々は、これを「改作法」と呼んだ。改作法の目的は何か?
  - 困窮する村と家臣を救済し、藩財政強化(知行制改革で家中救済、税制改革で農業振興、その成果をもって、藩政の安定財源の確保をめざす! 村と百姓が「ゆるやかに浮き立つように」)
- \* 「改作法」という言葉について
  - 「御改作の御法」→利常公が始めた「御開作」(農耕の奨励)→農業を強化し村再建!
  - 「御開作」の恩恵を受けた農村は「御開作地」と呼ばれ、村御印を下し、新税制を実施!
- ・ 村御印の税額:手上高・手上免で増税→「強欲な」増税策。~戦後の歴史学は、長期にわたり村の困窮要因になったと批判される。過酷な増徴策であり経済発展の芽を摘む政策と評価(「改革」とは裏腹な評価、小農自立政策と評価せず)→改作法と村御印によって、農村経済の余力は奪われ、ブルジョワ的發展不可(若林説・高沢説・坂井説)。

- ・「改作法」によって多肥集約農業に転換、新田開発と水田中心農業に拍車がかかり、環境負荷が増大、農業社会としての持続可能性が失われた（武井弘一説）。
- ・江戸時代中期の改作奉行高沢忠順は、利常の「御開作」は本来、「仁政」であった。手上免による増税分は飢饉・凶作時に村救済に支出すべき財源であったのに、綱紀時代に一般財源化し、多数の下級藩士召し抱えに支出された、寛文以後の綱紀時代の浪費で「仁政」としての本旨が失われた（「改作枢要記録」）。

\*村御印税制で、加賀藩の恒久的税制が確立→改作法は藩政の「祖法」と評価され、藩政の画期をなす「改革」という評価もなされる（佐々木潤之助「大名と百姓」）。

→「村御印」は、改作法によって確立した新税制のシンボル→県内各地に多数の村御印が現存。

このうち指定文化財となるもの多い。村方で村御印を特別扱いにしたのは、なぜ？

・小松市域に村御印（原本）が約30点残る！→県内18市町で、約300点以上残存か。→表A

□「加能越三箇国高物成帳」に3千カ村を越す前田領の「寛文村御印」が手写され収録。

・しかし、全部網羅していない！→本吉町・宮腰町・湊村・城端町など、町場の村御印が漏れる。

\*「加能越三箇国高物成帳」35冊に3400カ村の村御印と、この調査を実施した時点の村高・村免、寛文10年以後の手上高・引高記録を列記。この「寛文十年村御印」一斉調査はいつ、何を目的に実施されたか、未だ解明されていない（今後の課題）。

#### <寛文10年と100年後の調査時点との齟齬>

→能登天領の入れ替えで上柵・二所宮など5カ村は寛政12年村御印、寛文村御印を持っていた村が幕領となり把握できなくなった。

→長家領鹿島半郡60カ村は、延宝七年村御印を載せる。寛文10年まで長家領、改作法は実施されず。

\*三ヶ国3400カ村の村御印全体を概観すると102万石（三ヶ国10郡）の多様性見えてくる！

（里方・山方・片山方・町方・浜方・浦方などの区分、無高村もある、五箇山70カ村は村御印1本）

\*寛文村御印が出るまでの経緯：承応3年に初めて村御印発行→明暦元年にも「御開作地」

を対象に発給→明暦2年8月1日付で全村に村御印→寛文10年新御印を出すため古い村御印を回収。延宝7年には鹿島郡の旧長家領60カ村で村御印発行。

◎小松町方に明暦2年村御印が9点発行（組外9カ村：浜田・須天も入る）

◎寛文10年村御印：綱紀再発行の時、町方10カ村にも再度、村御印発行。小松城下町に農地が展開し町場と農地が混在（「地方」と呼ばれる。耕作者の実態複雑、貸家・屋敷地もあった可能性）

\*町方10カ村でも「開作」実施、敷借米貸与もなされ、手上高・手上免もなされた→しかし、敷借米の免除は、明暦村御印と同時に実施された（優遇措置）。小物成銀の賦課がない。

●万治元年の利常死後、万治2・3年から寛文初期に、小松家臣は一斉金沢移住→小松家臣の武家屋敷地は村方に返還され農地化→「屋敷跡上高」と寛文村御印に記載される。→表B

→表B：町方10村で76石（面積1万3400歩）、村方8村で272石（面積4万8千歩）が村方の返された→かつての小松城下の武家地分布の広大さがわかる！

## 2: 利常隠居と前田領四分割

□利常隠居で能美郡を4分割

①慶長6年～寛永16年：能美郡の村数は約240（正保3年郷帳原稿238村）。

②寛永16年～正保3年：18の十村組に編成→改作法期～寛文10年に10の十村組に統合→天保改革のあと7組に再編。

③明暦2年～万治3年：明暦2年までに、箕輪・村松・二ツ梨（江沼郡）・串・串新の5村が新田村ながら自立が公認され村御印が下付される（隠居領170村に利常、村御印発行）。

□隠居領があった能美郡も四分割 →隠居領地図

\*万治3年：万治元年10月の利常の死去後、綱紀領と隠居領合体し102万石体制ができたが、新川郡にあった大聖寺藩領（7カ村）は大聖寺から遠く離れた飛び地なので、小松市域の12カ村と交換、万治3年、能美郡（旧利常隠居領）12カ村が新たに大聖寺領に編入 →表1参照

→これまで能美郡6村編入としてきたが、正確に言えば能美・江沼12村編入と訂正すべき！

\*江沼郡の那谷村は利常領、能美郡の串村は大聖寺領だったが、那谷村は万治3年から大聖寺領となる。串村の新田分・新村・串茶屋もすべて大聖寺藩となる（串村一体が全面大聖寺領化）。

●5代綱紀、利常が保護し再興に尽くした那谷寺・那谷村を、なぜ大聖寺領に移管させたのか？●串村は寛永16年から、すでに大聖寺領→新開地に茶屋街や新田地が次々開発されたのでは？

利常はこれらが大聖寺領にせず、明暦二年村御印を出し、隠居領の課税地とした→綱紀政権は、支配関係が複雑ゆえ万治3年、すべて大聖寺藩串村に付属させた。綱紀領は公式に遊郭を認めず。串と那谷寺をセットで大聖寺領に移す。

\*寛文8年の白山麓幕領設置：能美郡の尾添・荒谷2村が幕領となる。越中大野郡の西谷五カ村も。明治になって石川県に属し、小松市域に組み込まれる。（小松市は昭和15年成立）

◎能美郡239村の80%は藩直轄地（十村代官支配）。能登奥郡に匹敵する特質（利常が原因）。・

【典拠史料】\*寛文10年「加州三郡高免給人附帳」（後藤家文書）、「加能越三州高物成帳」（寛文村御印留）

□4代光高の役割に注目

\*利常は2代将軍秀忠の婿→「前田・豊臣・徳川の相互関係・家系図」参照

\*光高の親戚筋：将軍養女の婿。「家門」（徳川一門）といってよい待遇うける。

□光高は3代将軍家光の婿、天皇の中宮の甥

\*隠居した利常は、光高による領国支配の根幹部分において影響力を行使。

\*隠居と80万石の前田宗家の家督光高の関係をどう理解すべきか？

・利長隠居時代の家督利常の10年間

・利家時代：長男利長に越中三郡の支配を任せましたが家長として介入も行う。二男利政を能登侍従とし、能登支配を移譲するが実質は利家の支配続く。→『隠れた名君前田利常』参照！

・五代綱紀の1年限りの隠居政治。10代重教の後見と「天明の御改法」など、隠居の横暴続く。

\*小松城の利常による隠居政治は2タイプ・2段階

・4代光高の領国支配に対する過干渉（行き過ぎた影響力行使）

・5代綱紀の幼少期後見役としての監国

### 3:改作法断行、藩政確立

□「改作法」は、隠居利常による本格的「藩政改革」

\*目的は、(1)藩財政の強靱化・税制改革、(2)農業立国（農業者の環境整備と経営者意識醸成）

\*改革は、農業立国から始まる！・・・困窮百姓と貧窮村の救済から。

村の救済がある程度進んだあと、村御印税制導入→財政強化・知行制改革・税制改革へ

\*困窮村の救済策を「御開作仰せ付け」と称し、一村・一郡ごとに、農家の困窮度を調査、借金肩代わりと帳消し（敷借米）、農業助成資金の貸与（開作入用銀）、飯米助成（作食米）、脇借り禁止、農事見廻りと指導などを展開→「御開作」の手法、重点の置き方は地域ごと異なる。

→「郡別御開作実施年次一覧」隠居領と綱紀領で改作法の進め方異なる（多様な対応）。

→隠居領の能美郡 170 ヲ村と新川郡 16 万石でも「御開作」の手法異なる。

\*能美型と新川型という異なる御開作（農業振興策）推進→反収増加型と新田地拡大型

□今江村の若者 20 組、新川郡舟見野に入植

\*新川郡は、広大な未墾地をもつ農業生産性の低い地域～新田開発を拡充し、技術移転進める。

\*能美郡今江村の若夫婦 20 組を明暦 2 年秋、黒部川左岸、舟見野に入植させる。新川郡舟見野での新田開発は新川型「御開作」→寛文 3 年～寛文 7 年に村御印を下付。村立て。

\*今江村民は、舟見野以外に天神野・大海寺野などにも入植。

□藩財政の強化：知行制改革とは給人領主による徴税行為を禁止、藩組織による公正な一元的徴税システムを作り、十村と十村代官に運用任す。給人平均免制と一村平均免の同時推進で安定財源を確保→給人＝家臣の困窮も救う→村御印の統一税制で一村平均免・十村代官が定着！

#### 4:能美門徒に注目し「御開作」を遂行

□小松城に詰める十村たちが「御開作」の推進役

\*承応 2 年正月：小松城に有能な十村 10 人余を招き扶持人十村に登用→槍・馬の下付、藩士並み待遇⇒開作地裁許人登用

\*十村の御夜詰・御昼詰：小松城に呼ばれた扶持人十村たちの精励ぶり。

「十村共は、裏御式台の脇、板の間に筵を敷候て可有之所に相詰罷在候。其所へ改作奉行罷出有之、御用の品承届、又は申付候体に御座候。其席へ（中村）久越など罷出、御用の品承け届け、御前へ罷出、幾度も往来仕候、其所は御前へも程近く御座候に付、久越並十村等之声も聞へ申候。品により久越、大声をあげ呵申事も御座候。其時分は何事にて候哉、又久越が負而來候哉などと、御笑交に御意被成候」「正月は御台所にて御料理被下」鏡餅を持たせ、酒も飲ませ「うたはせ候様にと御意」（微妙公御直言）⇒利常の諮問は突発的・断片的であるが、積極果敢に判断し三ヶ国一斉に命令発す。改作法構想は「数十年苦勞仕、色々工夫を以申付候処、此節に至成就」

□能美郡の改作法を担った十村たち（隠居領十村：8人）

\*能美郡の初期十村：正保 3 年郷帳 18 組 16 人のうち明暦・寛文期に残るのは 3 人のみ

\*明暦 2 年：5 人の十村を新たに登用（利常の改作法で十村は新旧交代）

⇒八日市町新右衛門・埴田村五郎兵衛の由緒書（貞享 3 年加越能等扶助人由来記）

\*小松八日市町新右衛門：承応 2 年正月十村に抜擢、「能美郡十村頭」となり扶持 10 石拝領。承応 4 年から扶持人十村、寛文 7 年役儀赦免。嫡子五右衛門が扶持人十村相続し跡組支配。

\*埴田村五郎兵衛：承応 2 年 2 月十村に抜擢、明暦 2 年 8 月百姓経営見図りの諮問に応える、同年 9 月扶持人十村となり扶持高拝領。明暦 3 年 2 月扶持高加増。

\*瀬領村文兵衛：砺波郡埴生村清左衛門の嫡子、利常の目にとまり承応元年、小松移住。開作地村々見分などの御用をつとめ、明暦元年春「十村」に抜擢。同年二月より大杉村四郎左衛門跡組一々村裁許の十村に就任、鉄炮所持許される。同年四月に清領村に引越、十村清領村文兵衛となる。明暦二年春から御用方相談取次の役目をうけ、大聖寺藩領の村々を廻り、改作法の心得を頭振にまで論じてまわる。惣代肝煎・組合頭から請書集めたが・・・中断か。

\*文兵衛は寛文 2 年春から大聖寺藩領に派遣され、加賀藩年寄・改作奉行の命をうけ大聖寺領の「御改作」実施の相談役として 10 回も出張し、相談と指導にあたる

## □真宗門徒と利常

- \*南加賀二郡の真宗門徒（山内衆など先鋭な門徒衆）の存在：利常にとって大きな課題！
- \*能美郡、「白山麓」から「御開作」を始めた（利常「夜話集」）→能美の村人をいかに治めるか。村御印での手上高・手上免の増税策を反発なく、穏便に実施する方策を練る。
- \*能美郡の村御印をみると減免事例が多い（→表4）。野田村で減免要求を受け入れる。  
小物成の減免も多かった→特に「山内」周辺で軽減処置集中。村の現状に応じ減免を実行。  
→上げ免は村の土地改良の可能性を推定しつつ進める。増税という一面のみで評価できない。
- \*家臣による徴税行為を否定し、徴税と勸農は十村と奉行に全面移管→藩士は領主としての実質的役割を失う。農業立国の基盤できる。鷹野となった村での農事保護にも前向きに取り組む。
- \*坊主と門徒を、幕藩制支配のうちどのように取り込むか？→利常「夜話」に見える逸話。
  - ・宗主のもとに群参する善男善女が「生き仏」として崇敬するのをみて「こじき坊主めを、何拝み申すべき候や」と漏らしたが、翌日同じ光景をみて「さてさて誰も（生き仏には）成れまい、門跡ゆえ」と脱帽する（「微妙公御発語」）。
  - ・「一向宗は土民の宗旨には一段よろしく候」「総じて親鸞上人は利発なる人にて候」と語る。なぜなら難しきことを申し聞かせる仏教では庶民は合点しない。こうした者には手短かに教えるのがよいからだ。毎日の御坊詣りも夜の内にいき、人々が稼ぎに出る前に参詣を終えているから、農作業の障りとならず都合がよいというのだ（「微妙公御直言」）。
  - ・「この方の分国、大形一向宗にて候。本願寺の門跡は国守に背かぬよう教導している由」と小姓衆に説明。その上で、国の仕置の大半は本願寺門跡がしている。「一向宗は重宝、重宝」と伊藤内膳に語ったという（「微妙公御発語」）。
- \*郡中御影：小松勸帰寺に所蔵する、文禄4年教如から能美郡四日講中に下された親鸞画像・顕如画像→能美・小松門徒にとっての本山出先＝「御坊」、本山直参門徒というプライドの源泉。
- \*利常死後、綱紀時代、元禄年間、能美郡で二曲村任誓の教説が広がり、保守的有力寺院と坊主・講中（郡中御影の御講）とが対立。任誓派の処罰～明和7年の小松寺庵騒動につながる。  
→近世の真宗信仰の多様化・信仰主体の自律化～改作法農政の行き詰まり→新たな改革必要！

## おわりに

- \*村御印税制を中心に、能美郡、隠居領での改作法の実情に迫ってみた。  
→肝心の所が分からず、課題は多い。今後とも史料の掘り起こしが必要。
  - \*前田家の家督に抜擢された利常は、小松城で少年時代を過ごし、藩主となって金沢に移転。  
47歳で隠居し小松に戻った。ここで目指した事は何か。彼の政治手法に真宗門徒の行動様式から学んだことがあるのではないか。
  - ◎「真宗門徒が、喜んで坊主や寺に献金する」ように、年貢を納めるようにならぬものか。
  - ◎真宗門徒が「寺参りや講に集いながら、緩やかに浮き立つように農作業に打ち込む」姿を、みたくはす。利常が「御開作」を構想したとき、この残像が影響を与えたのではないか？
- 真宗門徒と坊主の緊密な関係を観察、これを民衆支配に導入しようとした「変わり種」の殿。  
少年期に小松で見聞したのは、郡中御影の御講に熱狂的に集まる能美門徒の篤い信仰心ではなかったか……。

（おわり）

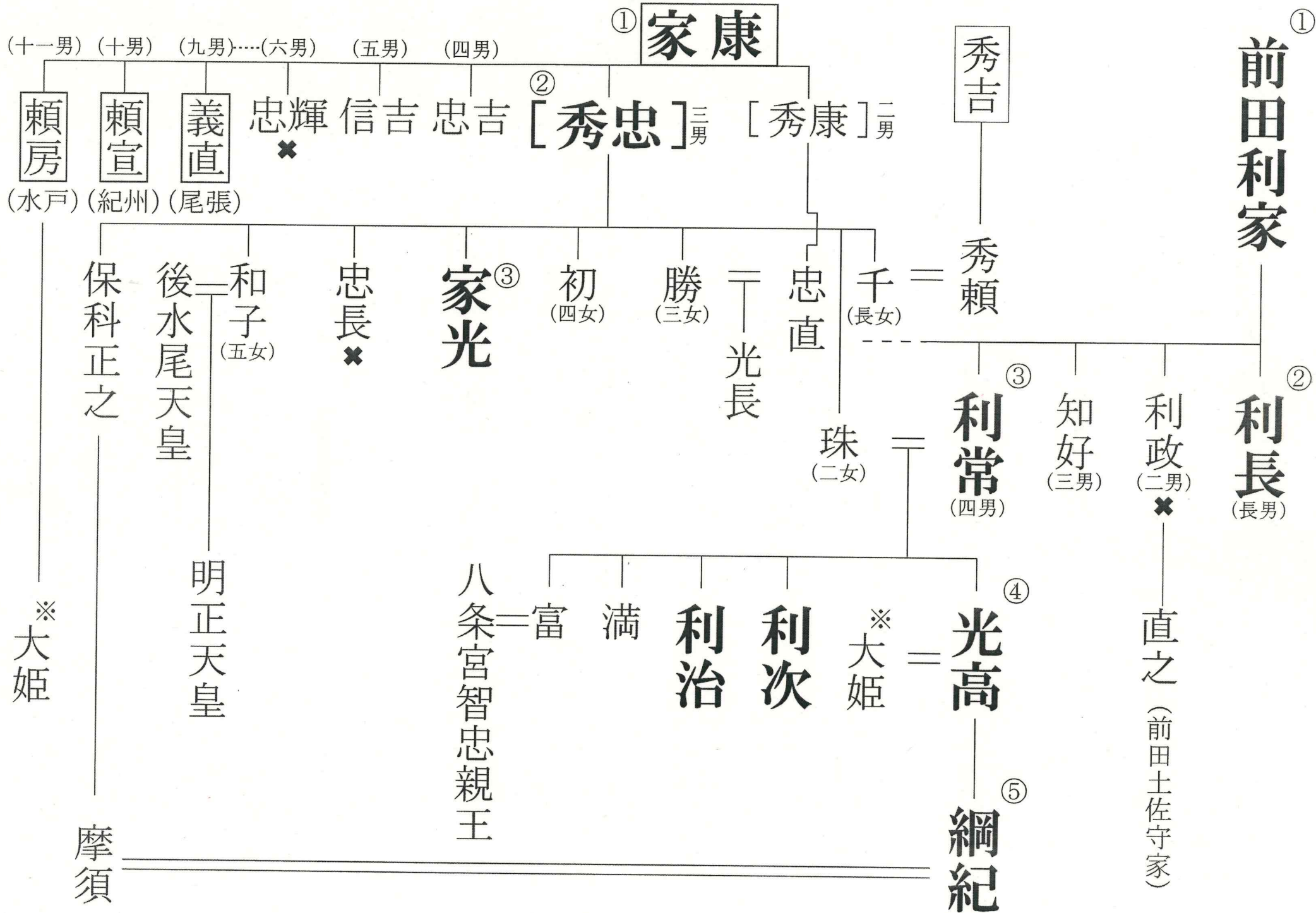
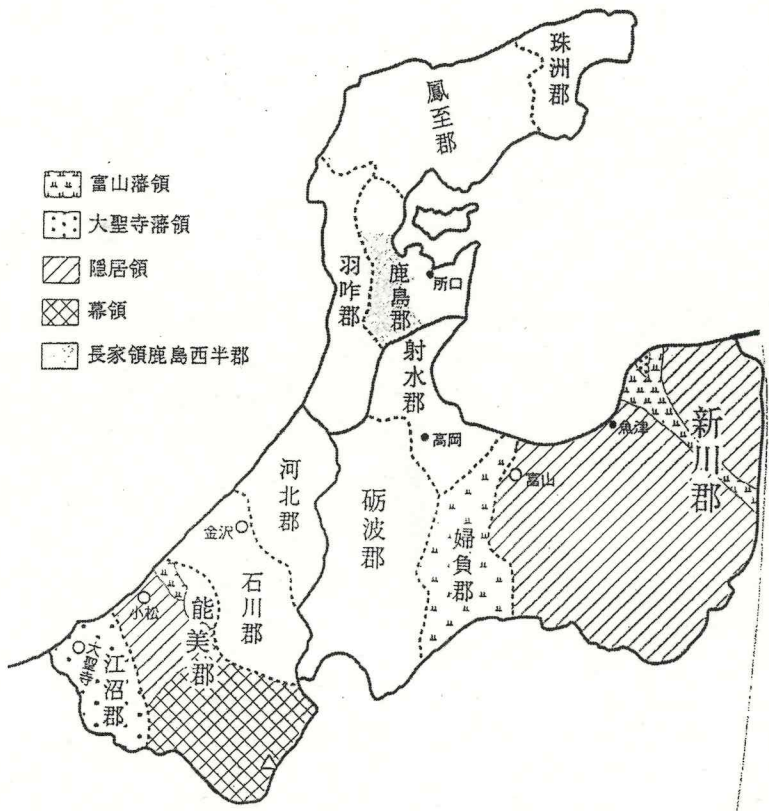


表2) 前田利常略年譜

西曆	和曆	年齢	主な出来事
一五九三年	文祿二	1	一月、前田利家の四男として、金沢城に生まれる
一六〇〇年	慶長五	8	九月、関ヶ原合戦時、二代利長の継嗣となり小松城の丹羽長重の人質となる
一六〇一年	慶長六	9	九月、継嗣利常のもとに徳川家康の孫娘珠(秀忠二女)が與入れする
一六〇五年	慶長一〇	13	四月、家康の伏見城にて一三歳で元服、家督を継ぎ筑前守兼侍従となる。六月、利常は富山城に隠居。七月、金沢城主となる
一六一一年	慶長一六	19	四月、利常ら二人の有力大名、二条城にて三カ条誓詞を幕府に提出。五月、利常、利常に政権移譲を表明。七月、利常、本多政重を召し抱える
一六一四年	慶長一九	22	正月、重臣であった高山右近を改易、京都に送致。五月、利常、死去。九月、家康と將軍から領知判物を受ける。少将に昇進。一〇月、大坂冬陣に出陣
一六一五年	慶長二〇	23	五月、大坂夏陣に出陣。閏六月、利常、参議に昇進。本多政重・横山長知は陪臣叙爵を受け、利常の筆頭年寄となる
一六一六年	元和二	24	六月、検地条例を發し、加賀・能登で元和総検地を行う
一六二六年	寛永三	34	八月、利常上洛し中納言となる
一六二七年	寛永四	35	九月、国元の本多・横山に能登奥郡の蔵入地化を指令する
一六三一年	寛永八	39	三月、農政五八カ条發令。四月、金沢城下の大火で城焼失。二月、利常・光高父子、大御所秀忠の病状悪化を受け参府
一六三九年	寛永一六	47	六月、利常の隠居、將軍許可する。嫡男光高に家督譲る。第二人に分藩許され富山・大聖寺の両支藩できる
一六四五年	正保二	53	四月、四代光高、江戸藩邸の宴席で急死。五代綱紀が家督と光高領を相続。祖父利常が綱紀の後見人となる
一六五一年	慶安四	59	四月、三代將軍家光、死去。この年、改作法に着手
一六五六年	明暦二	64	八月、利常、開作地となった領内全村に村御印を下付し、年貢普済を督励。
一六五七年	明暦三	65	正月、江戸で大火、四月、利常、江戸参勤。領内の年貢普済を幕府に報告
一六五八年	万治元	66	三、九月、江戸城天守台石垣の公儀普請に従事。七月、綱紀のもとに保科正之の娘が與入れ。一〇月、小松城に帰り死去



改作法期(1651-57)の前田領支配区分図

加賀藩改作法の地域的展開 桂書房 2019年 ¥4200円

「隠れた名君 前田利常」(吉川弘文館 2021年) ¥1800円 2/1

表1 小松市域の複雑な所領変遷

所属郡	利常隠居領 (寛永16~正保3)		→ 綱紀領へ (万治1・2年)	→万治3年：大聖寺藩領	寛文2年大聖寺領 高免帳
能美郡	佐見村	1	佐見村 (明暦村御印919石)	佐見村 (万治2村御印)	佐味村 923石
能美郡	猿ヶ馬場村	2	猿ヶ馬場村 (明暦村御印220石)	猿ヶ馬場村 (明暦2村御印)	猿ヶ馬場村 ★
能美郡	嶋村	3	嶋村	嶋村	嶋村
能美郡	馬場村	4	馬場村	馬場村	馬場村
能美郡	日末村	5	日末村	日末村	日末村
能美郡	松崎村	6	松崎村	松崎村	松崎村
江沼郡	那谷村	7	那谷村	那谷村	那谷村
能美郡	×箕輪 *	8	嶋村の一部：利常の明暦村御印	箕輪村	箕輪村
能美郡	×村松 *	9	松崎村の一部：利常の明暦村御印	村松村	村松村
能美郡	×串 (新田)	10	利常の明暦村御印	×串 (新田) *	串茶屋村
能美郡	×串新村	11	利常の明暦村御印	×串新村 *	串新村
江沼郡	×二ツ梨 (新田)	12	利常の明暦村御印 (明暦村御印53石)	二ツ梨 (新田)	二ツ梨村
寛永16大聖寺領		万治元年～万治3年～寛文以後		万治以後も大聖寺領	
能美郡	串村 1161石	1	寛永16以後ずっと大聖寺藩領	串村	串村

旧江沼郡に属していた 小松市域の村々	
滝ヶ原村	那谷村
菩提村	二ツ梨村
下粟津村	矢田村
林 村	矢田新村
戸津村	月津村
湯上村	額見村
荒屋村	13ヵ村

注1：×印は正保3年郷帳原稿に掲載されていない村。\*印は「歴史地名大系」(平凡社)で、万治3年の所領入替のとき一村として自立と述べるが、利常時代の明暦2年に村御印を下付されており、不十分ながら一村として自立していたとみられる村。

注2：猿馬場村は万治3年に大聖寺藩領に移転し寛文2年152石となるが、寛文10年に綱紀領で猿ヶ馬場村御印(68石余)が発給されるので、別村として本藩にも猿馬場が新たに出来た。

表A

県内の村御印残存状況

	18市町名	残存点数	指定状況
1	野々市市	8点	全部指定
2	小松市	約30点	指定1点
3	能美市	37点	全部指定
4	白山市	49点	全部指定
5	かほく市	14点	全部指定
6	志賀町	32点	一括指定
7	宝達志水町	9点	全部指定
8	羽咋市	?	指定なし
9	七尾市	14点	指定のみ
10	津幡町	4点	指定なし
11	内灘町	1点?	指定1点
12	中能登町	4点+α	指定4
13	能登町	5点+α	指定5
14	金沢市	不明(多数)	指定なし
15	輪島市	不明(多数)	指定なし
16	珠洲市	不明(多数)	指定なし
17	羽咋市	不明(多数)	指定なし
18	穴水町	不明	指定なし

(注) 加賀市は大聖寺藩領につき除外。

所見：現状207点→推定、300点以上残存か

表B

寛文10年の小松「町方」村御印10点の記載内容

	町方10カ村	御印高	御印免	手上高	手上免	万治2・3年屋敷跡上高
1	小松三日市町	979石	6つ9歩	60石	1つ36	内6石(1059歩)
2	小松八日市町	1467石	6つ9歩	130石	0.96	内32石(5647歩)
3	小松中町	162石	6つ9歩	25石	1つ46	内12石(2118歩)
4	小松竹嶋町	70石	5つ	×		
5	小松細工町	23石	5つ	×		
6	小松大文字町	180石	6つ9歩	25石	1つ48	内23石(4059歩)
7	小松寺町	19石	6つ9歩	×		
8	小松松任町	85石	5つ	×		
9	小松新町	18石	7つ7歩	×	0.17	
10	向野町	422石	3つ9歩	40石	0.5	内3石(530歩)
	町方10村合計	3425石		280石		合計76石→13412歩

\*小松「町方」10村には、小物成銀の課税なし。

\*数借米記載すべてなし。但し三日市町・八日市町・中町・大文字町には数借米貸与はあったが明暦2年に免除された貸与高は記載なし(明暦御印下付前に免除と決まる) \*万治2・3年屋敷跡上高とは、利常死後、小松在住藩士が金沢に移住したため跡地を農地転換したことによる村高増加分→この農地面積が、利常在城期の小松在住藩士の住所と屋敷面積を裏付ける資料となる。

町方10村以外	屋敷跡上高	屋敷歩数
今江村	11石	1941歩
三谷村	66石	11647歩
園村	62石	10941歩
小寺村	29石	5118歩
大領中村	27石	4765歩
上小松村	29石	5118歩
上牧村	24石	4235歩
下牧村	24石	4235歩
(合計)	272石	48000歩

小松家臣の屋敷跡地	
町方10村	13412歩
郊外8村	48000歩
合計	約6万歩

表2 郡別「御開作」実施期間 (前田領三カ国10郡)

年次 国・郡	慶安4年 (1651)	承応元年 (1652)	承応2年 (1653)	承応3年 (1654)	明暦元年 (1655)	明暦2年 (1656)	明暦3年 (1657)
能美郡		10月←		*		*→10月	
石川郡	←			*	*	*	
河北郡	←				*	*	
砺波郡	←					*	
射水郡	2月←					*	
新川郡(隠居領)	←					*	→
羽咋郡			2月←			*	
鹿島東半郡			2月←	*		*	
鳳至郡		10月←	→	*		*	
珠洲郡		10月←	→	*		*	

- ・「御郡中段々改作被仰付年月之事」(『加賀藩御定書(後編)』)による。
- ・承応3年、明暦元年、明暦2年に村御印発給が確認された郡に\*印を付す。

表3 加賀三郡の作食米・敷借米・改作入用銀の助成高

郡名	作食米高	敷借米高	改作入用銀	合計(石)
能美郡	4795石	8819石	27貫匁余	14514石
石川郡	12502石	15849石	167貫匁余	33918石
河北郡	5981石	5907石	71貫匁余	14255石
10郡合計	9万7911石	7万2790石	693貫 (2万3107石)	62687石

- ・「御郡中段々改作被仰付年月之事」(『加賀藩御定書(後編)』)による。
- ・石高換算は当時のレート銀30匁=1石で換算。

表4 能美郡隠居領の引免・減免例 20カ村

村名	明暦2年 御印高	手上高	御印免	手上免	減免区分	備考
安宅	240	13	5.4	0.32	手上減免	手上免の内2歩免除
神子清水	200	0	4.11	0.14	引免	手上免したあと引免1つ。
五十谷	129	0	3.28	0.13	引免	手上免したあと引免1つ。
西佐良	169	0	2.43	0	引免	当分引免1.17
三ッ屋野	271	0	2.68	0	引免	当分引免1.31
尾小屋	363	0	3.8	0	引免	先免より引免0.05
西俣	292	0	3.3	0	引免	先免より引免0.07
中峠	117	0	6	0	引免	先免より引免0.56
大杉	1186	0	4.3	0	引免	先免より引免0.09
三ッ瀬	85	0	3.5	0	引免	先免より引免0.03
数瀬	166	0	2.6	0	引免	先免より引免0.13
阿手	243	0	2	0	引免	先免より引免0.32
河原山	524	0	3.1	0	引免	先免より引免0.2
仏師ヶ野	182	0	2.8	0	引免	先免より引免0.02
尾添	357	0	1.5	0	引免	先免より引免0.53
観音下	201	0	5.32	0.36	手上猶予	手上免0.36の執行1年猶予
岩上	192	0	5.19	0.65	手上猶予	手上免0.65の執行1年猶予
赤瀬	210	0	5.28	0.46	手上猶予	手上免0.46の執行1年猶予
渡津	241	0	3.08	0.64	手上猶予	手上免0.64の執行1年猶予
上吉谷	286	0	3.64	0.5	手上猶予	手上免0.5の執行1年猶予